

令和7年度(6年分) 市民税・県民税・森林環境税申告書の説明書

伊賀市役所課税課市民税係

申告をしなければならない人

令和7年1月1日現在、伊賀市に住所を有する人で次に該当する人です。

※所得税の申告をする場合は、市民税・県民税・森林環境税の申告は不要です。

①前年中（令和6年1月～令和6年12月）に所得があった人。

②給与所得者で

（1）勤務先から給与支払報告書が市長に提出されていない人。

（2）給与所得以外の所得があった人。

（3）令和6年中に会社を退職した人。

③公的年金等所得者で

（1）支払者から公的年金等支払報告書が市長に提出されていない人。

（2）公的年金等以外の所得があった人。

④雑損控除や医療費控除などをしようとする人。

⑤国民健康保険加入世帯の人。

*この申告書は国民健康保険税の算定資料も兼ねておりますので、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。

⑥収入がなく、伊賀市以外の市区町村に居住する人の扶養になっている人。

申告相談のときに持参するもの

◎本人確認書類

方法1 マイナンバーカード（個人番号カード）

方法2 マイナンバー通知カード（※1）と身元確認書類（※2）

※1 氏名、住所などが住民票の記載事項と一致していること。

※2 運転免許証、健康保険証、パスポート（旅券）、在留カード、国民年金手帳、

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

（写真のない身分証明書の場合は身元確認書類が2点以上必要です）など

◎市民税・県民税・森林環境税申告書

◎収入金額または必要経費のわかる帳簿もしくは明細書等

◎下記の明細書、証明書等のうち該当するもの

※給与所得者で年末調整の際に控除を受けている場合は、証明書の

添付または提示の必要はありません。源泉徴収票を持参してください。

※納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者等の

マイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。

所得	営業等	収入金額または必要経費のわかる帳簿もしくは明細書等
	農業	
所得	給与・配当・年金	源泉徴収票（年金受給者は年金の源泉徴収票）、給与明細書、支払証明書等
	譲渡	契約書（金額、譲渡時期、譲渡物件のわかるもの）、収用の場合は収用証明書
控除	雑損	災害関連支出等の領収書および損害を受けた資産の明細書、盗難または火災の証明書
	医療費	医療費控除の明細書
控除	社会保険料	領収書、国民年金・国民年金基金の支払証明書等
	小規模企業共済	支払った掛金額の証明書
控除	生命保険料	支払保険料等の証明書類
	地震保険料	支払保険料等の証明書類
控除	勤労学生控除	学校・法人等に在学していることを証明するもの
	寄附金税額控除	寄附金受領証明書（領収書）

お願い

◎専業主婦（夫）、学生、病気療養中、失業中、遺族・傷病年金受給中等の人でも、申告書が送付された場合には、申告書の裏面「14」の該当する欄に記入のうえ提出してください。

◎給与所得者で、前年中に転職・就職された人の中には、勤務先から給与支払報告書が市長に提出されているにもかかわらず、申告書が送付される場合もありますので、悪しからずご了承ください。

不申告に関する過料

市民税・県民税・森林環境税申告書を提出すべき者が、正当な理由なく申告期限までに当該申告書を提出しなかった場合、地方税法第317条の5及び伊賀市市税条例第36条の4の規定により10万円以下の過料を科されることがあります。

提出先

伊賀市役所課税課市民税係
または 伊賀市役所各支所

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地 TEL (0595) 22-9613

個人住民税の税制改正について

◆令和7年度個人住民税の定額減税

令和7年度（令和6年分）の住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者のうち、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する人（※）を対象に、税額控除後の所得割額から1万円が控除されます（定額減税前の所得割額が1万円未満の場合は、その所得割額が限度）。

ただし、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者が国内に住所を有している場合に限りです。

（※）納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超えており、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の人。

◆国外に居住する親族等の申告に添付しなければならない書類の見直し

国外に居住する親族について、扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除）の適用を受ける場合には、国外に居住する配偶者や親族の生活費に充てるために支払をしたことを証明する「送金確認書類」等を申告の際に添付する必要がありますが、令和7年度以降の申告では、「送金関係書類」として、電子決済手段を用いた送金を証明する書類も認められるようになりました。

◆住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の拡充

次の1から3までのいずれかに該当する人が、省エネ住宅等の新築等をして、令和6年中に居住の用に供した場合の借入限度額が、下表のとおり上乗せされることになりました。

1. 年齢が40歳未満であって、配偶者を有する人
2. 年齢が40歳以上であって、年齢が40歳未満である配偶者を有する人
3. 年齢が19歳未満の扶養親族を有する人

住宅の区分	借入限度額	
	令和6、7年入居	
	令和6年入居 (上記1から3に該当する場合)	
認定長期優良住宅・ 認定低炭素住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

住宅ローン控除について

前年分の所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある場合に、所得税から控除しきれなかった金額もしくは下表の控除限度額のうち、いずれか小さい金額が住民税から控除されます。

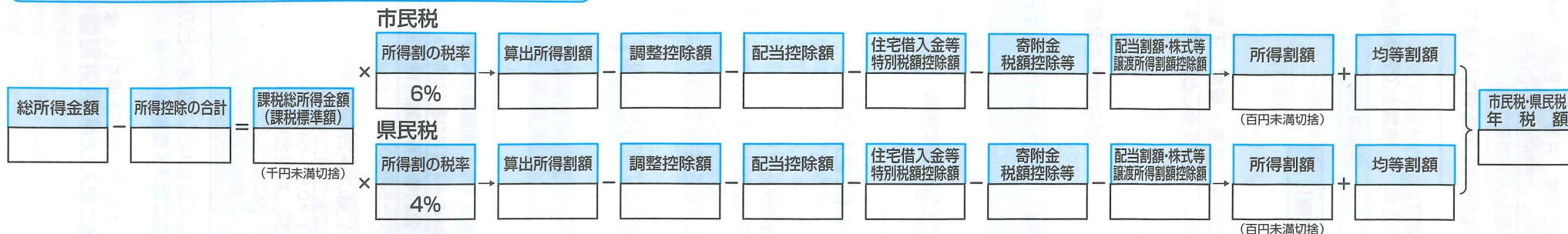
居住開始年月日	控除限度額
平成26年1月から令和3年12月まで	所得税の課税総所得金額の5% (最高97,500円)
	所得税の課税総所得金額の7% (最高136,500円) (注1)
令和4年1月から令和7年12月まで	所得税の課税総所得金額の5% (最高97,500円) (注2、3)

(注1) 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が8%または10%の場合に限りです。

(注2) 令和4年以降に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が10%であり、一定期間内に住宅の取得等の契約を締結した場合の控除限度額は、(注1)の場合と同じになります。

(注3) 令和6年以降に建築確認を受ける住宅（登記上の建築日が同年6月30日以前のものを除く）または建築確認を受けない住宅で登記上の建築日が同年7月1日以降のものについては、一定の省エネ基準を満たす必要があります。

市民税・県民税の計算の仕方



◆市民税・県民税税率表・均等割額

	税 率	均等割額
市民税	6%	3,000円
県民税	4%	2,000円

* 県民税には、「災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会作りのための施策の財源（みえ森と緑の県民税）」1,000円が含まれています。

◆森林環境税

	税 額
森林環境税(国税)	1,000円

* 令和6年度から森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

◆分離課税所得税率表

分離課税所得	短期 (一般)	長期 (一般)	株 式		上場株式 等の配当等	先物取引
			未公開	上 場		
市民税	5.4%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
県民税	3.6%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%

* 居住用財産の譲渡や公共事業、一定の宅地造成事業のための譲渡は税率が異なります。

◆市民税・県民税が非課税となる人

均等割と所得割が非課税	◎令和7年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ◎令和7年1月1日現在、障害者・未成年・寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人
均等割が非課税	◎前年の合計所得金額が、次の算式で導き出した金額以下の人 280,000円 × (扶養人数 + 1) + 100,000円 *扶養親族がいる場合、上記算式に168,000円を加算
所得割が非課税	◎前年の総所得金額等が、次の算式で導き出した金額以下の人 350,000円 × (扶養人数 + 1) + 100,000円 *扶養親族がいる場合、上記算式に320,000円を加算

◆調整控除の計算方法

(注) 前年の合計所得金額が2,500万円を超える人については、調整控除が適用されません。

①個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の人

人的控除額の差(*)の合計額 または 個人住民税の合計課税所得金額 のいずれか小さい金額 × 5%

②個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の人

(人的控除額の差(*)の合計額 - (個人住民税の合計課税所得金額 - 200万円)) × 5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

* 人的控除額の差…下の表に挙げる控除の適用があるときに、それぞれ同表金額欄の金額。

控除の種類		金 額	控除の種類		金 額	
障 害 者 控 除	普 通	1万円	配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の所得48万円超50万円未満	(※2)	
	特 別	10万円		配偶者の所得50万円以上55万円未満	(※2)	
	同居特別	22万円				
寡 婦 控 除		1万円				
ひとり親控除(母)		5万円	扶 養 控 除		一 般	5万円
ひとり親控除(父)		1万円(※3)			特 定	18万円
勤 労 学 生 控 除		1万円			老 人	10万円
配 偶 者 控 除		一 般 (※1)			同 居 老 親 等	13万円
		老 人 (※1)	基 礎 控 除			5万円

(※1) 配偶者控除の人的控除差額一覧表

・ 控除対象配偶者が70歳未満の場合

配偶者控除(一般)の人的控除差額	
納税者の合計所得金額	人的控除差額
900万円以下	5万円
900万円超950万円以下	4万円
950万円超1,000万円以下	2万円

(※2) 配偶者特別控除の人的控除差額一覧表

・ 配偶者の合計所得金額が48万円超50万円未満の場合

配偶者特別控除(合計所得金額50万円以上55万円未満)の人的控除差額	
納税者の合計所得金額	人的控除差額
900万円以下	5万円
900万円超950万円以下	4万円
950万円超1,000万円以下	2万円

(※3) この金額は調整控除の算出等に用いる金額であり、実際の差額とは一致しません。

・ 控除対象配偶者が70歳以上の場合

配偶者控除(一般)の人的控除差額	
納税者の合計所得金額	人的控除差額
900万円以下	10万円
900万円超950万円以下	6万円
950万円超1,000万円以下	3万円

・ 配偶者の合計所得金額が50万円以上55万円未満の場合

配偶者特別控除(合計所得金額50万円以上55万円未満)の人的控除差額	
納税者の合計所得金額	人的控除差額
900万円以下	3万円(※3)
900万円超950万円以下	2万円(※3)
950万円超1,000万円以下	1万円(※3)

* この手引きは、現行法(令和7年1月末日現在)で作成しており税法の改正により税率等が変わることがありますのでご了承ください。

所得金額の計算

事業所得

営業等所得

卸売業、小売業、製造業、飲食業、建設業、金融業、運輸業、サービス業、弁護士、医師、作家、大工、左官、外交員、生け花の師匠、税理士、漁業などの事業から生じる所得をいいます。

農業所得

農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、家畜の飼育や酪農品の生産から生じる所得をいいます。

不動産所得

賃地、貸家、貸事務所、アパート、貸ガレージなどから生じる所得をいいます。

* 貸付田畑を所有しており、米を受け取っている人は、「1 俵あたりの売値 × 俵数」で不動産収入金額を計算してください。

【事業所得・不動産所得の金額は、次の算式で計算します。】

$$\text{①収入金額} - \text{②必要経費} - \text{③専従者控除額} = \text{【事業所得金額・不動産所得金額】}$$

- ①【収入金額】 …… その年において収入すべき金額をいいます。
 ②【必要経費】 …… ①の収入を得るために直接支出した費用をいいます。
 ③【専従者控除】 …… あなたと生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、あなたが営む営業・農業・不動産業に従事した期間が一年を通じて6ヶ月を超える人を、事業専従者として控除することができます。

* 白色申告者の専従者控除は次の(1)(2)のいずれか少ない方の金額です。

$$\left. \begin{array}{l} \text{(1) 専従者が配偶者であるとき} \dots\dots\dots 86 \text{ 万円} \\ \text{専従者がその他の親族であるとき} \dots\dots\dots 50 \text{ 万円} \\ \text{(2) } \frac{(\text{事業所得} + \text{不動産所得}) *}{(\text{事業専従者の数} + 1)} \end{array} \right\} \text{ * 専従者控除適用前}$$

* 事業所得・不動産所得のある人は、市民税・県民税申告書裏面「4」事業（営業等・農業）・不動産所得に関する事項、「5」事業専従者に関する事項を記載してください。

利子所得

公社債や預貯金の利子などの所得をいいます。

利子所得については、原則として、住民税5%が特別徴収（所得税は15%の源泉徴収）される一律分離課税となっています。

配当所得

法人から受ける利益の配当、剰余金の分配などに係る所得をいいます。

配当所得の金額は、次の算式で計算します。

◆申告書裏面「8」にもご記入ください。

$$\text{収入金額} - \text{株式等取得のための負債の利子} = \text{配当所得金額}$$

経費は元本を取得するための負債の利子に限り、それ以外は認められません。

* 上場株式等の配当等の特例を受けるときは分離課税所得の申告をしてください。

* 所得税と異なる課税方式による個人住民税の課税選択の申告方式について

◆令和6年度の個人住民税から、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択できないようになりました。

公的年金等

国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの公的年金等などの所得をいいます。
 （一時恩給、遺族年金、障害年金などは非課税のため除きます。）

公的年金等の雑所得の金額は、次の算式で計算します。

公的年金等の収入金額

円 (A) の金額

◎65 歳以上の人

（昭和35年1月1日以前に生まれた人）は次の表で計算します。

(A) の金額	公的年金等の雑所得金額
～3,300,000円	(A) - 1,100,000円（マイナスはゼロ） = 円
3,300,001円 ～4,100,000円	(A) × 0.75 - 275,000円 = 円
4,100,001円 ～7,700,000円	(A) × 0.85 - 685,000円 = 円
7,700,001円 ～10,000,000円	(A) × 0.95 - 1,455,000円 = 円
10,000,001円～	(A) - 1,955,000円 = 円

◎65 歳未満の人

（昭和35年1月2日以降に生まれた人）は次の表で計算します。

(A) の金額	公的年金等の雑所得金額
～1,300,000円	(A) - 600,000円（マイナスはゼロ） = 円
1,300,001円 ～4,100,000円	(A) × 0.75 - 275,000円 = 円
4,100,001円 ～7,700,000円	(A) × 0.85 - 685,000円 = 円
7,700,001円 ～10,000,000円	(A) × 0.95 - 1,455,000円 = 円
10,000,001円～	(A) - 1,955,000円 = 円

業 務

原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得をいいます。

◆申告書裏面「6」にもご記入ください。

そ の 他

個人年金（生命保険契約分）、互助会年金など他のいずれの所得にも該当しない所得をいいます。

◆申告書裏面「6」にもご記入ください。

業務に係る雑所得およびその他の雑所得の金額は、次の算式で計算します。

$$\text{①収入金額} - \text{②必要経費} = \text{雑所得金額}$$

俸給・給料・賃金およびこれらの性質を持っている給与に係る所得をいいます。
 ＊源泉徴収票をお持ちの人は申告書裏面に添付してください。

給与所得の金額は、次の算式で計算します。

給与等の収入金額（税込み）	
円	(A)の金額

◎(A)の金額が1,627,999円以下の人は次の表で計算します。

(A)の金額	給与所得の金額
～550,999円	0 円
551,000円 ～1,618,999円	(A)－550,000円 ＝ 円
1,619,000円 ～1,619,999円	1,069,000 円
1,620,000円 ～1,621,999円	1,070,000 円
1,622,000円 ～1,623,999円	1,072,000 円
1,624,000円 ～1,627,999円	1,074,000 円

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。
 (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1～3のいずれかに該当する場合
 1. 特別障害者に該当する。 2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する。
 3. 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する。
 ● 所得金額調整控除＝(給与収入金額(上限：1,000万円)－850万円)×10%
 (2) 給与収入と公的年金等の双方がある場合
 給与所得控除後の給与等の金額(A)および公的年金等に係る雑所得の金額(B)があり、それらの所得合計額が10万円を超える場合
 ● 所得金額調整控除＝(A)(上限10万円)＋(B)(上限10万円)－10万円
 ※(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。

＊申告書裏面「3 給与所得の内訳」

日給・日雇の人、不特定の事業主に従事している人（アルバイトを含む）で、やむを得ず源泉徴収票を提出できない場合に記入してください。

◎(A)の金額が1,628,000円から6,599,999円の人は次の表で計算します。

(A)の金額÷4	(千円未満の端数切捨て) ＝ 円(B)の金額
(A)の金額	給与所得の金額
1,628,000円 ～1,799,999円	(B)×4×0.6＋100,000円 ＝ 円
1,800,000円 ～3,599,999円	(B)×4×0.7－80,000円 ＝ 円
3,600,000円 ～6,599,999円	(B)×4×0.8－440,000円 ＝ 円

◎(A)の金額が6,600,000円以上の人は次の表で計算します。

(A)の金額	給与所得の金額
6,600,000円 ～8,499,999円	(A)×0.9－1,100,000円 ＝ 円
8,500,000円～	(A)－1,950,000円 ＝ 円

機械やゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産（土地建物を除く）の譲渡から生ずる所得をいいます。
 短期の譲渡所得は譲渡した資産の保有期間が5年以内のもの、長期の譲渡所得は保有期間が5年を超えるものです。

短期又は長期の譲渡所得の金額は、次のとおり計算します。

短期譲渡の収入金額 (譲渡価格)	短期譲渡資産の 取得費など(注1)	(A)－(B)	特別控除額(注2)	(C)－(D)
(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円
◆申告書裏面「7」にもご記入ください。(E)の額は申告書裏面「7」のイにご記入ください。				短期譲渡所得の金額

長期譲渡の収入金額 (譲渡価格)	長期譲渡資産の 取得費など(注1)	(F)－(G)	特別控除額(注3) (500,000円－(D))	(H)－(I)
(F) 円	(G) 円	(H) 円	(I) 円	(J) 円
◆申告書裏面「7」にもご記入ください。(J)の額は申告書裏面「7」のロにご記入ください。				長期譲渡所得の金額

(注1) 譲渡資産の取得費から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計金額をいいます。
 (注2) (C)の金額を限度とし、最高で50万円です。ただし、(C)の金額が赤字の場合には、0円になります。
 (注3) (H)の金額を限度とします。ただし、(H)の金額が赤字の場合には、0円になります。

生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、賞金や懸賞当選金、競馬、競輪の払戻金、遺失物拾得の報労金などの所得のことです。

一時所得の金額は、次のとおり計算します。

一時所得の収入金額	収入を得るために 支出した金額	(A)－(B)	特別控除額(注1)	(C)－(D)
(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円
◆申告書裏面「7」にもご記入ください。(E)の額は申告書裏面「7」のハにご記入ください。				一時所得の金額

(注1) (C)の金額を限度とし、最高で50万円です。

◎分離課税所得

分離譲渡所得・株式等の所得・上場株式等の配当等の所得・山林所得・先物取引の所得のある人は、別紙「令和7年度（6年分）市民税・県民税・森林環境税申告書（分離課税等用）」に記入のうえ、「令和7年度（6年分）市民税・県民税・森林環境税申告書」とあわせて提出してください。

「令和7年度（6年分）分離課税等用の申告書」が必要な場合は課税課市民税係までお問い合わせください。

所得控除額の計算

雑損控除

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族で総所得金額等が基礎控除額以下の人が所有する資産について、災害、盗難または横領によって損害を受けたときに控除の対象となります。控除額は、次の(E)と(G)のうちいずれが多い金額です。なお、損失の金額を証明する書類が必要です。

損害金額	保険金などで補填される金額	差引金額(A)-(B)	総所得金額等×0.1	(C) - (D)
(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円
			(C)のうち災害関連支出の金額(注1)	(F) - 50,000円
			(F) 円	(G) 円

*総所得金額等の額 …… 【医療費控除○総所得金額等の額とは 参照】

(注1) 災害関連支出の金額とは、損失の金額のうち災害等に関連して住宅家財等の取壊しまたは除去などのために支出した金額です。

医療費控除

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、控除の対象となります。この控除を受ける場合は、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書を添付しなければなりません。保険金などで補填される金額は、健康保険法、国民健康保険法などで定められている療養費、分娩費、家族療養費、配偶者分娩費、これらに類する付加給付金、加害者からの賠償金額のことです。

支払った医療費(合計)	保険金などで補填される金額	(A) - (B)	総所得金額等×0.05 (1円未満端数切り下げ)	100,000円と(D)の いずれか少ない方の金額	(C) - (E)
(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円	
					医療費控除額

*平成30年度よりセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が導入され従来の医療費控除との選択が可能となりました。

※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

○総所得金額等の額とは

- ①事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得および雑所得の合計額
 - ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額の2分の1の金額(これらの金額は損益の通算後の金額になります) これら①と②の合計額に山林所得金額とその他分離課税所得(特別控除前)の合計額を加算した金額です。ただし、純損失の繰越控除等の適用を受けている場合には、その適用後の金額をいいます。
- ※分離課税所得がある人は異なりますので、伊賀市役所課税課市民税係までお問い合わせください。

社会保険料控除

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(料)、国民年金保険料、介護保険の保険料、国民年金基金の掛金などで、あなたが支払ったまたは自身の給与から差し引かれた保険料が控除の対象となります。控除額は支払った保険料の全額です。

*国民年金保険料等に係る社会保険料控除の添付書類について

社会保険料のうち国民年金保険料等(国民年金保険料及び国民年金基金の掛金)に係る社会保険料控除を受ける場合は、その支払いをした旨を証明する書類(控除証明書)が必要です。

小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済法による第一種共済契約掛金および確定拠出年金法に規定する掛金、または地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に基づき支払った掛金が対象です。申告書に証明書を添付するか提示しなければなりません。控除額は支払額の全額です。

生命保険料控除

生命保険契約等に基づいて支払った保険料、掛金および個人年金契約等に基づいて支払った保険料、掛金が対象となります。また、平成24年1月1日以降に契約締結した生命保険のうち、介護医療保険契約に該当する保険料、掛金も対象となります。

『(新)一般生命保険料(A)』および『(新)個人年金保険料(D)』とは、平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料、掛金です。

『(旧)一般生命保険料(B)』および『(旧)個人年金保険料(E)』とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料、掛金です。

(新)一般の生命保険料	(A)の金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	① + ②	
(A) 円	(最高28,000円) ① 円	(最高28,000円) ③ 円	
(旧)一般の生命保険料	(B)の金額を下の計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額	②と③のいずれか大きい金額	
(B) 円	(最高35,000円) ② 円	① 円	
介護医療保険料	(C)の金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		
(C) 円	(最高28,000円) ④ 円		
(新)個人年金保険料	(D)の金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	④ + ⑤	① + ④ + ⑧
(D) 円	(最高28,000円) ④ 円	(最高28,000円) ⑥ 円	(最高70,000円) 円
(旧)個人年金保険料	(E)の金額を下の計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額	⑤と⑥のいずれか大きい金額	生命保険料控除額
(E) 円	(最高35,000円) ⑤ 円	⑦ 円	
計算式I(新保険料等用)		計算式II(旧保険料等用)	
(A)、(C)又は(D)の金額	控除額の計算式	(B)又は(E)の金額	控除額の計算式
~12,000円	(A)、(C)または(D)の金額	~15,000円	(B)または(E)の金額
12,001円~32,000円	(A)、(C)または(D)×1/2+6,000円	15,001円~40,000円	(B)または(E)×1/2+7,500円
32,001円~56,000円	(A)、(C)または(D)×1/4+14,000円	40,001円~70,000円	(B)または(E)×1/4+17,500円
56,001円~	28,000円(上限)	70,001円~	35,000円(上限)

* 控除を受けるには、保険料の支払証明書が必要です。

* 控除額の計算で生じる1円未満の端数は切り上げます。

地震保険料控除

居住用家屋・生活用動産を保険等の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金等が支払われる地震保険契約に係る保険料等の 1/2 に相当する金額を所得金額から控除します。

* 経過措置

①平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約（地震保険料等を除く）に係る保険料等は、従前の損害保険料控除を適用します。（最高 1 万円）

「長期」とは保険期間が10年以上で満期返戻金の支払があるものをいいます。

②同一の契約で、新制度と旧制度の両方の適用を受けることはできません。また、同一の納税義務者について、新制度と旧制度の所得控除額は 2 万 5 千円が上限です。

* 控除には保険料の支払証明書が必要です。

地震保険料	控 除 額		(C)
(A) 円	(A)の金額×1/2(最高2万5千円)		
長期損害保険料	(B)の金額	控 除 額	(D)
(B) 円	～5,000円	(A)の金額 ＝	円
	5,001円～15,000円	(A)×0.5+2,500円 ＝	円
	15,001円～	(最高1万円) ＝	10,000 円
			(C) + (D)
			(最高2万5千円) 円
			地震保険料控除額

あなたが寡婦かひとり親である場合に、所定の金額を控除します。

寡婦またはひとり親とは、その年の12月31日の現況において以下の要件に該当する人をいいます。

寡 婦	ひ と り 親
次の(1)～(3)のいずれにも該当する人 (1)合計所得金額が 500 万円以下であること (2)以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻をしていない人または夫が生死不明などの人 ◆夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族（他の者の扶養とされていない人で合計所得金額が 48 万円以下の人）を有する人 (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	現に婚姻していないまたは配偶者が生死不明などの人で、次の(1)～(3)のいずれにも該当する人 (1)合計所得金額が 500 万円以下であること (2)生計を一にする子（他の者の扶養とされていない人で総所得金額等が 48 万円以下の人）がいること (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
260,000円 寡婦控除額	300,000円 ひとり親控除額

勤労学生控除

勤労学生とは、学校の学生・生徒等で自己の勤労に基づく給与所得等（*）があり、かつ、合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の人をいいます。

勤労学生である場合は、所定の金額を控除します。

控除を受けるには、在学する学校または法人から受けた証明書が必要です。

260,000円	勤労学生控除額	* 給与所得等とは、自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得または雑所得をいいます。
----------	---------	---

障害者控除

あなたや同一生計配偶者または扶養親族が、その年の12月31日（年の途中で死亡した場合にはその死亡の日）の現況において障害者（注1）や特別障害者（注2）である場合に、所定の金額を控除します。

（注1）障害者とは、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人や精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人、65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている人など精神や身体に障害のある人をいいます。

（注2）特別障害者とは、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている人、重度の知的障害者と判定された人など、障害のうち特に重度の障害のある人をいいます。

260,000円	障害者控除額	300,000円	特別障害者控除額	530,000円	同居特別障害者控除額（注3）
----------	--------	----------	----------	----------	----------------

（注3）同居特別障害者とは、特別障害者（障害者控除（注2）参照）である同一生計配偶者または扶養親族で、あなたや生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人をいいます。

扶養控除

あなたに扶養親族（注1）がいる場合（配偶者を除きます。）には、所定の金額を控除します。

控 除 の 種 類	控 除 額
16歳未満の扶養親族	—
一般の扶養親族	33万円
特定扶養親族（注2）	45万円
老人扶養親族（注3）	同居老親等以外の人 38万円
	同居老親等（注4） 45万円

（注1）扶養親族とは、その年の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、あなたと生計を一にする親族のうち、令和6年分の合計所得金額が48万円以下である人をいいます。
なお、青色・白色事業専従者は除かれます。

（注2）特定扶養親族とは、扶養親族のうち、平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた人（年齢が19歳以上23歳未満の人）をいいます。

（注3）老人扶養親族とは、扶養親族のうち、昭和30年1月1日以前に生まれた人（年齢が70歳以上の人）をいいます。

（注4）同居老親等とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている人をいいます。

あなたの令和6年分の合計所得金額が1,000万円以下で、同一生計配偶者（注1）がいる場合に、納税者本人（扶養する人）の合計所得金額から所定の金額を控除します。また、あなたの令和6年分の合計所得金額が1,000万円以下で、同一生計配偶者の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の場合には、納税者本人の合計所得金額およびその配偶者の合計所得金額に応じて所定の金額を控除します。控除額は、次の表のとおりです。

配偶者の合計所得金額			納税者本人(扶養する人)の合計所得金額 (給与所得のみの場合の収入金額)			【参考】 配偶者が給与所得のみの 場合の収入金額
			900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者 控除	控除対象配偶者	48万円 以下	33万円	22万円	11万円	103万円
	老人控除対象配偶者(注2)		38万円	26万円	13万円	
配偶者特別 控除	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円	103万円超 155万円以下
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円	155万円超 160万円以下
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円	160万円超 166万8千円未満
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	166万8千円以上 175万2千円未満
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	175万2千円以上 183万2千円未満
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	183万2千円以上 190万4千円未満
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	190万4千円以上 197万2千円未満
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	197万2千円以上 201万6千円未満
	133万円超		0円	0円	0円	201万6千円以上

(注1) 同一生計配偶者とは、その年の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、あなたと生計を一にする配偶者で、令和6年分の合計所得金額が48万円以下である人をいいます。なお、青・白色事業専従者は除かれます。

(注2) 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち昭和30年1月1日以前に生まれた人（年齢が70歳以上の人）をいいます。

基礎控除

合計所得金額が2,500万円以下の人に適用されます。控除額は、次の表のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

税額控除額の計算

☆配当控除

内国法人から支払を受ける配当、特定株式投資信託および特定証券投資信託の収益の分配がある場合に控除します。ただし、特定目的会社および投資法人からの配当、建設利息、基金利息、申告しないことを選択した特定配当等は除きます。

課税総所得金額等	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
市民税・配当控除額	配当所得×1.6%	配当所得×0.8%
県民税・配当控除額	配当所得×1.2%	配当所得×0.6%

* 上場株式等に係る配当等の特例を受ける場合は適用されません。

☆住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成26年から令和7年12月31日までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、イとロのいずれか少ない金額（住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%である場合は、イとハのいずれかの少ない金額）に次の割合を乗じた金額を控除します。

市民税…3/5 県民税…2/5

イ 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった金額。

ロ 前年分の所得税に係る課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額（97,500円を限度）。

ハ 前年分の所得税に係る課税総所得金額等の額に100分の7を乗じて得た金額（136,500円を限度）。

適用要件は1ページをご参照ください。

☆寄附金税額控除

地方公共団体への寄附金（ふるさと納税）がある場合は下記の①と②の合計額を、それ以外の寄附金がある場合は①の額を控除します。

①（寄附金額－2,000円）×10%（市民税6%、県民税4%）

②（寄附金額－2,000円）×（0.9－所得税限界税率×1.021）（市民税3/5、県民税2/5）

* ①の寄附金額については総所得金額の合計額の30%を、②の控除額については所得割の20%を限度とします。

寄附金受領証明書または領収書を添付して、税務署へ所得税の確定申告をしてください。

所得税の確定申告をされない人は、領収書等を添付して「市民税・県民税・森林環境税申告書」にて申告してください（申告書裏面12にご記入ください）。

ふるさと納税（個人住民税に係る寄付金税額控除の特例控除額部分）の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定することとなりました。詳しくはふるさと納税ポータルサイトを参照してください。

☆配当割額または株式譲渡所得割額の控除

配当割額または株式譲渡所得割額の3/5を市民税から、2/5を県民税から控除します。

所得税の確定申告の必要がない人で、市区町村に申告をしようとする人は「市民税・県民税・森林環境税申告書」にて申告してください（申告書裏面9にご記入ください）。

給与収入は事業所から発行される源泉徴収票でご確認ください。2カ所から給与を受けている場合は合計金額を記入してください。

源泉徴収票がない場合は、給与収入金額を明細書などで確認のうえ、申告書裏面「3 給与所得の内訳」に記入し、次の申告書表面の「1 あなたの前年中の所得金額」の給与の収入金額欄に合計金額を記入してください。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

(氏名書き)

伊賀市上野丸之内3番地

姓	氏名全額	給与所得控除後の金額	所得控除後の金額	所得控除後の金額
給与	1,100,000	550,000	860,000	0
控除対象配偶者の有無等 記入	配偶者(有無) 控除の額	控除対象家族員の数 (配偶者をく.)	配偶家族員数 控除の額	控除対象の家族員(本人を含む.) 控除の額
○ 有	0	1人	0	0
○ 無	0	0人	0	0
社会保険料等の金額	生命保険料控除の額	地震保険料控除の額	住宅ローン等特別控除の額	
0	0	0	0	

(別表)

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の額	(別表) 地震保険料控除の額	(別表) 住宅ローン等特別控除の額	(別表) 配偶者控除の額	(別表) 扶養親族等の所得控除
0	0	0	0	0	0

(別表) 勤労学生等の所得控除	(別表) 生命保険料控除の
-----------------	---------------

公的年金等の収入金額は、日本年金機構などから発行される源泉徴収票でご確認ください。2カ所以上から年金を受けている場合は合計金額を記入してください。

[illegible][illegible]

現住所	伊賀市 上野丸之内3番地	個人番号(マイナンバー)	
1月1日現在住所	伊賀市 上野丸之内3番地	1111111111111111	
フリガナ	イマルイチロウ	電話番号	(0595) xx-0000
氏名	伊 〇 一 郎	生年月日	明・大平 昭 20・5・23

1 あなたの前年中の所得金額									
所得区分		収入金額		必要経費		専従者給与控除額		所得金額	
雑	給 与	1	7,350,000 円	←				2	700,000 円
	公的年金等	3	1,231,474 円					4	131,474 円
	業 務	5	円	円				7	円
	その他	8	円	円				10	円
	合 計							11	131,474 円
営 業 等	12	円	円	14	円	15	円		
	16	円	円	18	円	19	円		
農 業	20	円	円	22	円	23	円		
	24	円	円	25	円	26	円		
不 動 産	27	円	円	28	円	29	円		
	30	円	円	31	円	32	円		
利 子	33	円	円	34	円	35	円		
	36	円	円	37	円	38	円		
配 当	39	円	円	40	円	41	円		
	42	円	円	43	円	44	円		
総合譲渡・一時 (短期・長期)		29	収入金額 円	30	必要経費 円	31	特別控除額 円	32	差引(1/2前) 円
								33	所得金額(1/2後) 円
								34	所得合計 831,474 円

雑損の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類		
雑 損 控 除	①損害金額	②補てんされる金額	③差引損失(①－②)	③－(総所得金額等の10%) 又は(災害関連支出の金額－5万円)のどちらか多い方の金額	雑損控除額	
	円	円	円	円	円	
医療費控除	①支払医療費等	②補てんされる金額	③差引金額(①－②)	医療費控除の特則(セルフメディケーション税制)を選択の場合は右記の区分に「1」	医療費控除額	
	250,000 円	100,000 円	150,000 円		108,427 円	
社会保険料控除	①国民健康保険		②後期高齢者	③国民年金	小規模企業共済等掛金	
	135,000 円		円	165,480 円	円	
	④介護保険		⑤その他の社会保険		社会保険料の合計 (①+②+③+④+⑤)	
	52,860 円		()		353,340 円	
生命保険料控除	新生命保険料	旧生命保険料	介護医療保険料	新個人年金保険料	旧個人年金保険料	住民税生命保険料控除額
	円	120,000 円	円	円	円	35,000 円
地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		住民税地震保険料控除額	
	60,000 円		円		25,000 円	

配偶者(特別除	配偶者氏名	生年月日	配偶者控除	個人番号(マイナンバー)		
除	伊○ 花子	明・大平 30・2・1	330,000 円	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
除	配偶者合計所得	円	配偶者特別除除	円		
氏名	生年月日	個人番号(マイナンバー)	続柄	同居・別居	控除額	
伊○ 太郎	明・大平 1・1・1	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	父	同・別	45 万円	
扶養控除	明・大平 昭・平				同・別	万円
	明・大平 昭・平				同・別	万円
	明・大平 昭・平				同・別	万円
	明・大平 昭・平				同・別	万円
扶養控除対象外	平・令				同・別	万円
	平・令				同・別	
	平・令				同・別	
	平・令				同・別	
障害者	身・精進 昭・平	裁		特別・普通	万円	
	身・精進 昭・平	裁		特別・普通	万円	
	身・精進 昭・平	裁		特別・普通	万円	
	身・精進 昭・平	裁		特別・普通	万円	

〔成〕身・荷 級 特別 普通 等 死別・離別・不明・未婚 学 学校名 生 万円	所得金額調整控除額 100,000 円
--	------------------------

受付印

	行政
--	----

整理番号

※日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない場合は記入してください。

月	日	給	勤務 日数	月 収
1		円	20	200,000 円
2			5	50,000
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞 与 等				円
合 計				250,000 円

勤務先所在地 伊賀市△△

勤務先名 ○○商店

勤務先電話番号 0595-△△-△△△△

		収入金額	
総合譲渡	短 期		円
	長 期		
一 時			

配当所得 の種 類	所得の生ずる場所	支払確定 年 月	収入金
		・	
		・	

※特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得、株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合、割額を必ず記入してください。

株式等讓渡所得割額控

氏 名	
-----	--

個人番号(マイナンバー)

65歳未満の

14 前年中に収

① ☐ 右記の人か
仕送り等の掛

② ☐ 遺族年金・
(これは

※分離課税に係る所得
※この申告書を提出し

--	--

_____ (name of client)

	②見込額	

●「①納付済額」○

●以下の場合は、④

・保険料の未納期

昨年中に病院などへ支払った治療費、または治療のための医薬品の購入代や通院に要した費用などがある場合、支払った医療費、補填される金額及び差引金額を記入してください。

昨年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などを各欄に記入してください。

昨年中に支払った一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料の総額を各欄に記入してください。

昨年中に支払った地震保険料と旧長期損害保険料の総額をそれぞれ記入してください。

あなたと生計を一にする配偶者以外の16歳以上の親族で、
 年の合計所得金額が48万円以下の場合、扶養控除が受けられま
 す。
 扶養する親族について詳細を記入してください。

あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、生計を一にする配偶者の昨年の合計所得金額が48万円以下の場合に配偶者控除が受けられます。

配偶者の氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)を記入してください。

[illegible]

給与・年金以外の収入のある人（記入例）

令和7年度（6年分） 市民税・県民税・森林環境税 申告書 （あて先）伊賀市長 令和7年2月17日提出

現住所	伊賀市 上野丸之内2番地	個人番号(マイナンバー)	000000000000
1月1日現在の住所	伊賀市 上野丸之内2番地	電話番号	(0595) 44-0000
フリガナ	ミエマルロウ	生年月日	明・大 昭・平 15・1・1
氏名	三重 〇郎	世帯番号	

受付印

1 あなたの前年中の所得金額

所得区分		収 入 金 額		必 要 経 費		専従者給与控除額		所 得 金 額	
給 雑	与	1	円					2	円
	公的年金等	3	円					4	円
	業 務	5	650,000 円	6	550,000 円			7	100,000 円
	その他	8	円	9	円			10	円
	合 計							11	100,000 円
営 業 等	12	2,000,000 円	13	2,800,000 円	14	円	15	△800,000 円	
農 業	16	1,800,000 円	17	700,000 円	18	500,000 円	19	600,000 円	
不 動 産	20	3,500,000 円	21	2,500,000 円	22		23	1,000,000 円	
利 子	24	円	25	円			26	円	
配 当	26	円	27	円			28	円	
総合譲渡・一時 (短期・長期)		収入金額 3,730,000 円		必要経費 1,680,000 円		特別控除額 1,000,000 円		差引(1/2前) 所得合計 1,050,000 円	
								所得金額(1/2後) 525,000 円	
								1,425,000 円	

2 所得から差し引かれる金額 (1) 雑損、保険料等の控除額

	雑損の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類	
雑 損 控 除	① 損害金額		② 補てんされる金額		③ 差引損失(①－②)	
	円	円	円	④③－(総所得金額等の10%) 又は[災害関連支出の金額－5万円]のどちらか多い方の金額		
医療費控除	① 支払医療費等		② 補てんされる金額		③ 差引金額(①－②)	
	円	円	円	医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を選択の場合は右記の区分に「1」	区分	医療費控除額
				円		円
社会保険料控除	① 国民健康保険		② 後期高齢者		③ 国民年金	
	395,000 円		円		円	
	④ 介護保険		⑤ その他の社会保険		社会保険料の合計 (①＋②＋③＋④＋⑤)	
	45,000 円		()		円 395,000	
生命保険料控除	新生命保険料	旧生命保険料	介護医療保険料	新個人年金保険料	旧個人年金保険料	住民税生命保険料控除額
	100,000 円	円	7,000 円	円	円	35,000 円
地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		住民税地震保険料控除額	
	円		円		円	

(2) 扶養控除等対象者

配偶者(特別)		配偶者氏名		生年月日		配偶者控除		個人番号(マイナンバー)								
控	除	三重 〇子		明・大 昭・平	16・3・3		円	0101010101010								
配偶者合計所得		1,050,000		円		配偶者特別控除		310,000								
		氏 名		生年月日		個人番号(マイナンバー)		続柄		同居・別居		控除額				
扶養控除				明・大 昭・平	・ ・						同・別		万円			
				明・大 昭・平	・ ・						同・別		万円			
				明・大 昭・平	・ ・						同・別		万円			
				明・大 昭・平	・ ・						同・別		万円			
16歳未満の扶養親族(除対象外)				平・令	・ ・						同・別		万円			
				平・令	・ ・						同・別					
				平・令	・ ・						同・別					
障害者				身・精 敏・他	被						特別・普通		万円			
				身・精 敏・他	被						特別・普通		万円			

(3) 本人該当事項

障害者	2 級	特別	30 万円
寡婦等	ひとり親・寡婦		万円
学齢生	学校名		万円
所得金額調整控除額			万円

【障害者控除】説明書6ページ参照

あなたやあなたの控除対象配偶者または扶養親族が障害者である場合、障害者控除が受けられます。障害者控除に該当する人の氏名と障害の程度を記入してください。

【配偶者特別控除】説明書7ページ参照

あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に受けられます。配偶者の合計所得金額を記入してください。

3 給与所得の内訳

※日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない場合は記入してください。

月	日	給	勤務日数	月	取
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					円
合計					円
勤務先所在地					
勤務先名					
勤務先電話番号					

7 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	長期	一時	収入金額	必要経費	差引金額(収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額(差引金額-特別控除額)
				730,000	180,000	550,000	500,000	50,000
				3,000,000	1,500,000	1,500,000	500,000	1,000,000
合計							イ + [(ロ+ハ) × 1/2]	525,000

※右上のイ、ロ、ハの合計金額を表面の(32)に、ニの金額を表面の(33)に記入してください。

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年	収入金額	必要経費
			円	円

9 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

※特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を必ず記入してください。

配当割額	控除額	円
株式等譲渡所得割額	控除額	円

10 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所

11 給与・公的年金に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

☐ 給与から天引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

14 前年中に収入がなかった人

※前年中に収入がなかった場合でも課税(所得)証明・国民健康保険等の基礎資料になりますので、該当する項目をご記入のうえ提出してください。

① ☐ 右記の人から扶養又は仕送り等の援助を受けていた。	住所	氏名	続柄
② ☐ 遺族年金・障害給付金・雇用保険などを受給していた。(これらは非課税であり、収入金額には含まれません。)			

※分離課税に係る所得等のある人は「市民税・県民税・森林環境税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。
※この申告書を提出した人は事業税の申告書を提出する必要はありません。事業税に関しては伊賀県税事務所(TEL0595-24-8024)までお問い合わせください。

4 事業(営業等・農業)・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	専従者控除額
営業	伊賀市〇〇	2,000,000	2,800,000	円
農業	伊賀市△△	1,800,000	700,000	500,000
不動産	伊賀市××	3,500,000	2,500,000	

5 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
三重 〇美	母	明・大 昭・平 10・5・1	12	500,000
個人番号(マイナンバー)		02020202020202		円
個人番号(マイナンバー)				円
合計額				500,000

6 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	①収入金額	②必要経費	所得金額(①-②)
雑	伊賀市シルバー人村センター	650,000	550,000	100,000

【4 事業・不動産所得に関する事項】説明書3ページ参照

事業(営業等・農業)および不動産について、昨年中の収入金額、必要経費および専従者控除額の合計金額を記入してください。
次にそれぞれの金額を申告書表面の「1 あなたの前年中の所得金額」の営業等、農業および不動産の各欄へ、また「収入金額-必要経費-専従者給与控除額」で計算した所得金額を記入してください。

【5 事業専従者に関する事項】説明書3ページ参照

事業専従者控除を受けられる人は、氏名・続柄・生年月日・従事月数・専従者給与(控除)額・マイナンバー(個人番号)を記入してください。

【6 雑所得(公的年金以外)に関する事項】説明書3ページ参照

雑所得の収入金額、必要経費および所得金額を記入してください。次に収入金額および必要経費を申告書表面の「1 あなたの前年中の所得金額」の業務およびその他の各欄へ、所得金額(公的年金等の所得がある場合は、その所得金額と合計した額)を雑所得の合計所得金額へ記入してください。

【7 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項】

説明書4ページ参照

総合譲渡・一時所得の収入金額、必要経費、差引金額、特別控除額および所得金額を記入してください。
次に収入金額、必要経費及び特別控除額の合計額を申告書表面の「1 あなたの前年中の所得金額」の総合譲渡・一時の各欄へ、イ・ロ・ハの合計額を差引(1/2前)へ、ニを所得金額(1/2後)へ記入してください。

《収入がなかった人》

【14 前年中に収入がなかった人】

①から③に該当する場合は、それぞれの欄へ、それ以外の場合は、④に昨年中の状況を具体的に記入してください。